

第1章 総 則

（ 名 称 ）

第1条 本会は、和歌山県隊友会（以下「県隊友会」という。）と称する。

（ 事 務 所 ）

第2条 本会は、事務所を和歌山県内事務局長宅に置く

（ 目 的 ）

第3条 本会は、公益社団法人隊友会（以下「隊友会」という。）定款第3条に基づき、国民と自衛隊とのかけ橋として、相互の理解を深めるとともに、防衛意識の普及高揚に努め、国の防衛及び防災施策、慰霊顕彰事業並びに地域社会の健全な発展に貢献することにより、我が国の平和と発展に寄与し、併せて県内に居住する自衛隊退職者等の福祉を増進することを目的とする。

（ 事 業 ）

第4条 本会は、前条の目的を達するために、次の事業を行う。

- （1） 防衛及び防災関連施策等に対する各種協力
- （2） 安全保障特に防衛に関する調査研究及び政策提言
- （3） 自衛隊諸業務に対する各種協力
- （4） 隊友紙及び安全保障特に防衛関連書籍の発刊
- （5） 予備自衛官等に関する支援
- （6） 殉職自衛隊員及び戦没者等の慰霊顕彰に関すること
- （7） 殉職自衛隊員の遺族に対する援助
- （8） 地域社会の健全な発展に寄与すること
- （9） 会員の福利厚生、相互援助及び親睦に関する事項
- （10） 隊友会理事長（以下「理事長」という。）から委託された事業
- （11） その他前条の目的を達成するにふさわしい事業

第2章 会 員

（ 種 別 ）

第5条 本会の会員は、隊友会定款第5条に定めるところにより、次の4種とする。

（1） 正会員

ア 警察予備隊、海上警備隊、警備隊、保安隊及び自衛隊に在職して正

常に退職し、隊友会の趣旨に賛同した者

イ 予備自衛官補として採用され、現に予備自衛官補、予備自衛官又は即応予備自衛官として在職する者で隊友会の趣旨に賛同した者

(2) 賛助会員

現に自衛隊に在職し、隊友会の趣旨に賛同した者

(3) 特別会員

前2号以外で隊友会の趣旨に賛同した個人又は法人その他の団体とし、個人の特別会員のうち、正会員の家族（遺族を含む）を個人特別会員（家族）とし、その他を個人特別会員（一般）とする。

(4) 名誉会員

県隊友会に対し多大の功労があり、本部総会で承認した者

(会 費)

第6条 会員は、次の区分に応じ会費を納めるものとする。

- | | | |
|----------------|--------|-------------------|
| (1) 正会員 | 年額 | 3,000 円 |
| (2) 特別会員個人(一般) | 1 口 年額 | 5,000 円 (10 口以内) |
| 個人(家族) | 1 口 年額 | 500 円 (10 口以内) |
| (3) 特別会員法人 | 1 口 年額 | 10,000 円 (10 口以内) |

2 会員の年会費は、県隊友会において徴収する。ただし、県会長の委任を受け、支部又は部会において徴収することができる。

(入 会)

第7条 隊友会に入会を希望する者は、名誉会員を除き入会申込書を県隊友会長に提出しなければならない。

2 県会長は、入会申し込みを受けた場合は、理事長の承認を受けるものとする。

(任 意 退 会)

第8条 県隊友会の正会員及び特別会員は、退会しようとする時は、退会届を所属支部長を通じて県会長に提出するものとする。

(除 名)

第9条 会員が隊友会定款又は隊友会規則に違反したとき、隊友会の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたときは、県総会の議決によって、理事長に対し、本部総会における除名の上申をすることができる。

(会 員 資 格 の 喪 失)

第10条 本会の会員は、前2条の場合のほか、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総正会員の同意があったとき
- (2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は会員である団体が解散したとき
- (4) 連続2年以上会費を納入しないとき

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前2条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

- 2 本会は、会員がその資格を喪失しても、すでに納入した会費及びその他の拠出金品は、返還しないものとする。

(報 告 及 び 通 報)

第12条 正会員は、移転があった場合には、所属支部を通じて県会長に報告するものとする。

- 2 県会長は、正会員の移転について関係する支部に通報する。この際、本会とは別の県隊友会との間の移転については、関係する県隊友会及び支部に通報するものとする。

第3章 県 役 員

(種 別 及 び 選 任)

第13条 本会に次の県役員を置く。

- (1) 理事役 50名程度、ただし、1名を県会長とし若干名の県副会長とする。

- (2) 監事役 3名以内

2 理事役及び監事役は、正会員の中から県総会において選出する。ただし、相互に兼ねることができない。

3 県会長は、理事役会の議決により選出、支部長等会議の同意を得て、理事長に推薦し本部における理事会その承認を経て理事長の委嘱を受け、その後速やかに県総会に報告するものとする。

4 県副会長は、理事役会の議決により選出し、県総会に報告するものとする。

(職 務)

第14条 県会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 県副会長は、県会長を補佐し、県会長に事故あるときは、別に定める順序に従いその職務を代理する。
- 3 理事役は、理事役会において本会の業務の遂行を図るほか、県会長の指示により、会務を分掌する。
- 4 監事役は、本会の資産会計及び業務の執行状況を監査する。

(任 期)

第15条 県役員の任期は2年とし、再任を妨げない。~~ただし、会長の再任は~~
~~3任期までとする。~~

- 2 県役員の定年は、原則として80歳とする。ただし、当該役員の交代が会務の運営に重大な支障をきたすものと、県会長が認めた場合には、1任期以内に限り任期を延長することができる。
- 3 補欠県役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 県役員は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行わなければならない。

(解 任)

第16条 県役員で心身の故障により職務の執行に堪えないとき、又は県役員たるにふさわしくない行為があったときは、任期中といえども県総会の議決により、これを解任することができる。

第4章 県隊友会顧問等

(県隊友会顧問等)

第17条 本会に県顧問、県相談役及び県参与をおく。

- 2 県顧問は、理事役会の推薦により県会長が委嘱する。
- 3 県相談役は、県会長退任者及び「自衛隊和歌山地方協力本部長」のうちから理事役会の推薦により県会長が委嘱する。
- 4 県参与は、県隊友会役員退任後、会務遂行上必要と認める者又は著しい貢献のあった者等に対し、理事役会の承認を得て県会長が委嘱する。
- 5 県顧問、県相談役及び県参与は、県会長が必要と認めた事項につき、その諮問に応ずる。
- 6 県顧問及び県参与の委嘱基準等については、別に定める。

第5章 事務局

(事務局)

第18条 本会の事務を処理するため事務局を置く。

- 2 県会長、県副会長を除く理事役及び専従員をもって事務局を構成する。
- 3 事務局長は、県会長が理事役の中から指名する。
- 4 事務局に関する規定は、理事役会の議決を経て、県会長が別に定める。

第6章 下部組織

第1節 組織の構成

(構成)

第19条 本会は、下部組織として支部を置く。また、状況に応じ数個の支部をもって地区支部連合会を設けることができる。

- 2 状況に応じ、駐屯地・基地等に隣接する数個の支部及びその駐屯地・基地等出身会員相当数が所属する支部をもって、地区部隊連絡会を設けることができる。
- 3 支部の下部組織に、必要に応じ分会を設ける。
- 4 本会及び支部等は、第32条に定める部会を設けることができる。
- 5 本会の組織図は、別図「和歌山県隊友会組織図」のとおりとする。

第2節 支部

(設置及び改廃)

第20条 支部は、地域支部、職域支部及び出身別支部に区分する。

- 2 地域支部は、市、区、町、村ごとに設置し、通常その市、区、町、村名を冠称する。止むを得ず数個の市、区、町、村を併せて1個の支部を設置する場合は、適宜の名を冠称することができる。
- 3 地域支部及び出身別の支部の設置及び改廃は、理事役会の議決を経て、県会長が行う
- 4 職域支部の設置及び改廃は、その組織の代表者又は支部長の申し出により、県会長が承認する。

(機能)

第21条 支部の機能は、次のとおりとする。

- (1) 県隊友会組織の基本単位として事業を行う。

- (2) 会員の親睦実践の核心となる。
- (3) 本会等上部機関から委嘱された事業を実施する。
- (4) 下部組織たる分会等を統括、指導、調整する。

(事 務 所)

第22条 支部の事務所を特設しない場合には、支部長の住所をもって事務所の所在地とする。

(支 部 役 員)

第23条 支部に次の支部役員を置く。

- (1) 支部理事役 各支部の理事役は、次の会員数に応じ選考できる。

10名以内の支部	5名以内
20名以下の支部	10名以内
21名以上の支部	15名以内

ただし、1名を支部長、若干名を副支部長、1名を会計担当とする。

- (2) 支部監事役 1名以上

- 2 支部長は支部を代表し、この規約に定めるところにより支部を運営する。
- 3 支部長以外の支部役員は、支部長を補佐しその業務にあたるものとする。
- 4 支部理事役及び支部監事役は、支部の総会において選出し、県会長に報告するものとする。

(支部顧問、支部相談役)

第24条 支部長は、支部顧問及び支部相談役を委嘱することができる。

第3節 地区支部連合会

(設 置 及 び 改 廃)

第25条 地区支部連合会（以下「地区支部連」という。）は、隣接する数個の支部をもって、所要に応じこれを設ける。

(機 能)

第26条 地区支部連は、地区内における各支部相互の連携、支部にまたがる事務の調整及び県会長がその都度委託する事業を実施するものとする。

- 2 地区支部連合会長は、所要に応じ、地区内各支部の会務についてその指導、調整を行うことができる。

(地区支部連役員 及び 事務所)

第27条 地区支部連には、所要に応じ地区支部連役員を置くことができる。

2 地区支部連会長は、関連支部長等により選出し、県会長に報告するものとする。

3 地区支部連の事務所は、原則として当該地区内に置く。

4 事務所を特設しない場合には、地区支部連会長の住所をもって、その事務所の所在地とする。

第4節 地区部隊連絡会

(設置 及び 改 廃)

第28条 地区部隊連絡会（以下「地区部隊連」という。）は、駐屯地、基地等の冠名称を呼称するものとする。

2 地区部隊連の設置及び改廃は、理事役会の議決を経て、県会長が行う。

(機 能)

第29条 地区部隊連は、地域内に所在する駐屯地、基地等を支援する関係支部組織を明確にし、自衛隊との連携を強化するものとする。

(地区部隊連役員 及び 事務所)

第30条 地区部隊連には、所要に応じ地区部隊連役員を置くことができる。

2 地区部隊連絡会長は、関連支部長の互選により選出し、県会長に報告するものとする。

3 地区部隊連の事務所は、地区部隊連絡会長の住所をもってその事務所の所在地とする。

第5節 分 会

(分 会)

第31条 分会は、会員の面識、親睦を深めるとともに支部活動を分担する。

2 支部長は、分会を設置した場合には、県会長に報告するものとする。

3 2個以上の市、区、町、村をもって1個の支部を設けた場合には、必要に応じ適宜の市、区、町、村等をもって分会を設置することができる。

第6節 部 会

(部 会)

第32条 本会、支部等は、会員の出身、職種、部隊及び現在の環境等により、それらを中心として親睦活動を行う場合、部会を設けることができる。

- 2 部会活動は、本会、支部等と連携の上実施し、その活動を助長することに留意して行うものとする。

第7章 会 議

(種別)

第33条 本会の会議は、県総会、理事役会及び支部長等会議の3種とする。

県総会は、通常県総会及び臨時県総会とし、理事役会は通常理事役会と臨時理事役会とする。支部長等会議は必要に応じて行う。

- 2 前項の他、必要に応じて支部長等会同を行う。

(構成)

第34条 県総会は、正会員をもって構成する。

- 2 理事役会は、理事役をもって構成する。

- 3 支部長等会議は、地区支部連合会長、地区部隊連絡会長、支部長、監事役及び理事役をもって構成する。

(機能)

第35条 県総会は、本会の最終議決機関として、次の事項を議決する。

- (1) 会員の除名の理事長への上申
- (2) 県事業報告の承認
- (3) 県収支決算の承認
- (4) 県規約の変更
- (5) 予算を伴わない権利の放棄、又は義務の負担
- (6) 県会長が付議した事項
- (7) その他、本会の運営に関する重要な事項

- 2 理事役会は、本会の執行機関として、次の事項を議決する。

- (1) 県事業計画の承認
- (2) 県収支予算の承認
- (3) 県総会において議決された事項の執行に関する事項
- (4) 県総会に付議すべき事項の承認
- (5) その他、県総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

- 3 支部長等会議は、本会運営の具体的な実行に関する連絡調整機関として、次の事項を行う。

- (1) 県年度事業計画等の意見提出及び徹底
- (2) 県事業等の具体的実施要領の意見提出及び徹底

- (3) 正会員の活動一般に関する調整
- (4) 支部運営要領の相互調整
- (5) その他、県会長が付議した事項

(開 催)

第36条 通常県総会は、年1回、年度開始後2ヶ月以内に開催する。

- 2 臨時県総会は、理事役会が必要と認めた時、又は正会員の5分の1以上若しくは、監事役から会議の目的たる事項を示して請求があった時、開催する。
- 3 通常理事役会は、原則として年2回、年度開始前2ヶ月以内及び年度前半に開催する。臨時理事役会は、県会長が必要と認めた時、開催する。
- 4 支部長等会議は、県会長が必要と認めた時、開催する。

(招 集)

第37条 県総会、理事役会及び支部長等会議は、県会長が招集する。

- 2 招集は、正会員に対し、会議の目的、日時、場所、議題等を示して、開会の日の10日前までに文書等をもって通知する。ただし緊急の場合は、この限りでない。

(議 長)

第38条 県総会の議長は、出席正会員の互選により選任する。議長が選出されるまでの仮議長は、県会長がこれに当たる。

- 2 理事役会の議長は、県会長がこれに当たる。
- 3 支部長等会議の議長は、県会長又は県会長が指名した者がこれに当たる。

(定 足 数)

第39条 県総会の定足数は、正会員の2分の1以上とする。

- 2 理事役会及び支部長等会議の定足数は、構成員の2分の1以上とする。

(議 決)

第40条 会議の議事は、出席者の過半数 により決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 やむを得ない理由のため、会議に出席できない会議の構成員は、あらかじめ議案として通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。

この場合において、前条及び前項の適用については、出席したものとみ

なす。

(議 事 録)

第41条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 議事の経過及び要領並びにその結果
- (3) 会議において述べられた一定の意見又は発言の内容の概要
- (4) 会議に出席した理事役又は支部長等の氏名
- (5) 議長の氏名

2 議事録には、議長及び出席した理事役が署名しなければならない。

第8章 資 産 及 び 会 計

(資 産 の 構 成)

第42条 本会の経費は、次の各号の収入をもって充てる。

- (1) 隊友会本部からの助成金
- (2) 会費
- (3) 寄付金
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他の収入

(資 産 の 管 理)

第43条 資産は、県会長が管理し、その方法は、理事役会の議決による。

(予 算 及 び 決 算)

第44条 県会長は、毎会計年度開始前に次年度県予算案について予算報告書を作成し、理事役会に提出してその承認を受け、毎年3月5日までに隊友会理事長に報告するものとする。

2 県会長は、県決算について県正味財産増減計画書を作成し、毎年4月15日までに、監査報告書を添えて、隊友会理事長に報告するものとする。

この際、期日に間に合わない場合は、見込み額として報告し修正が必要な場合は、速やかに隊友会理事長に報告するものとする。

3 県会長は、会計年度終了後2ヶ月以内に、県収支決算書を財産目録とともに県総会に提出して、その承認を受けなければならない。

(会 計 年 度)

第45条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第9章 見舞金及び香典並びに表彰及び感謝状

(見舞金、香典、表彰 及び 感謝状)

第46条 見舞金及び香典に関する手続き並びに表彰及び感謝状の贈呈に関しては、隊友会規程第14号及び第15号によるものとし、細部については、以下による。

1 見舞金

正会員が重度障害となった場合の見舞金については、県会長は理事役会に諮り、決定する。

2 香 典

(1) 会員又は配偶者が死亡した場合は、香典をもって弔意を表する。

(2) その他、県会長が必要と認めた場合は、弔意を表する。

3 表 彰

(1) 表彰は、会務運営に功績があった場合これを実施する。

(2) 県会長表彰は、会務運営に特に貢献し、他の模範であること。

(3) 本部への表彰上申は、会務運営に著しい功績があり、県会長が特に認めた者について上申する。

4 感謝状の贈呈

隊友会の育成、発展、支援、及び協力等その功績が著しいこと、その他県会長が必要と認めた場合に、部外に贈呈する。

第10章 規 約 の 変 更

(規 約 の 改 正)

第47条 この規約は、隊友会定款その他上部規則類の改正の場合を除き、県総会において、その出席者の過半数の同意を得なければ変更することができない。

第11章 雑 則

(委 任)

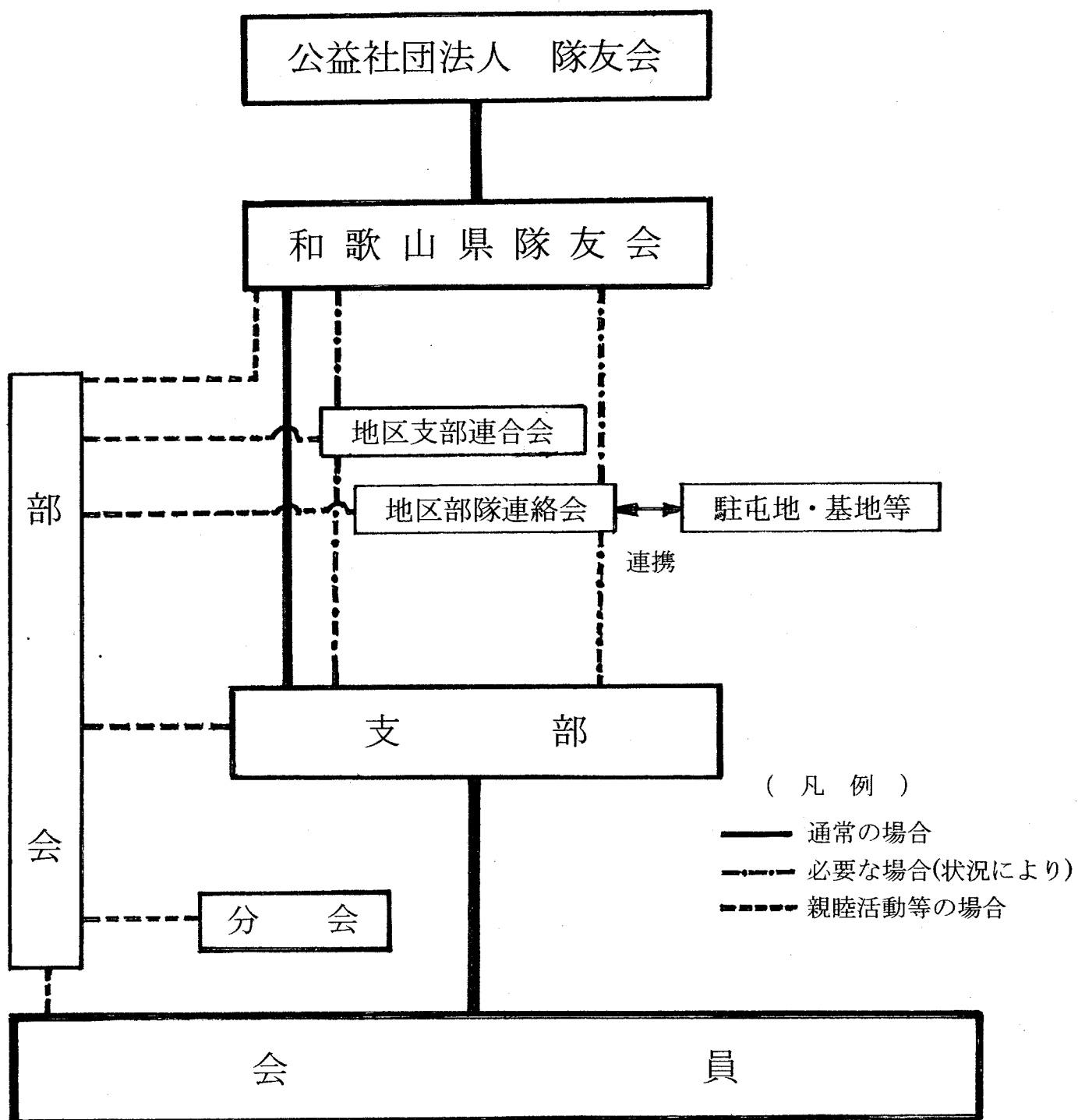
第48条 この規約の施行について必要な事項は、県会長が理事役会の議決を経て別に定める。

- 2 地区支部連合会長、地区部隊連絡会長及び支部長は、それぞれの理事役会の議決により、必要な事項を定めることができる。この場合においては、県会長に報告するものとする。

附 則

この規約は、平成24年 4月 1日から施行する。

和歌山県隊友会組織図



* 支部の細部については、「付図」による。

和歌山県隊友会支部組織図

